

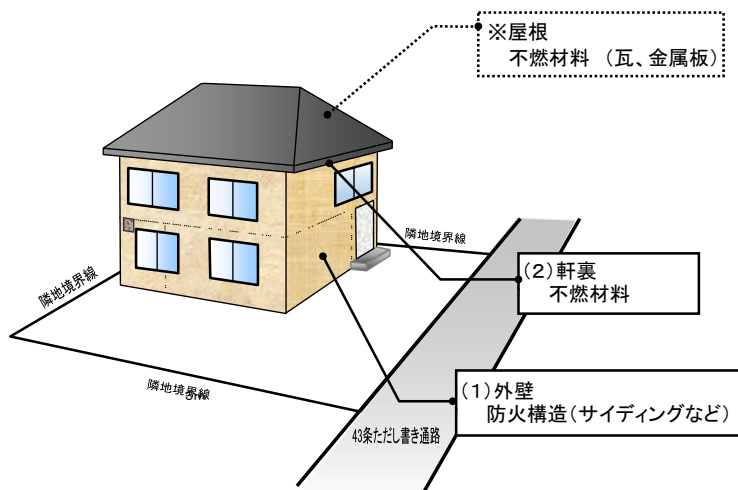
1 準防火地域における建築物の防火措置について

種 別	防火地域		準防火地域(階数算定には地階を除く)		
	延べ面積 100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超
階 数	耐火建築物		耐火建築物		
4階以上			耐火建築物		
3 階			※省令136条の2構造可	耐火建築物または準耐火建築物	
2階以下	耐火建築物または準耐火建築物		防火措置された建築物		

県条例3条ただし書きの対象となる建築物は、戸建て住宅のため、準防火地域内の仕様を適用した場合、「防火措置した建築物」となるケースが多いと想定される。

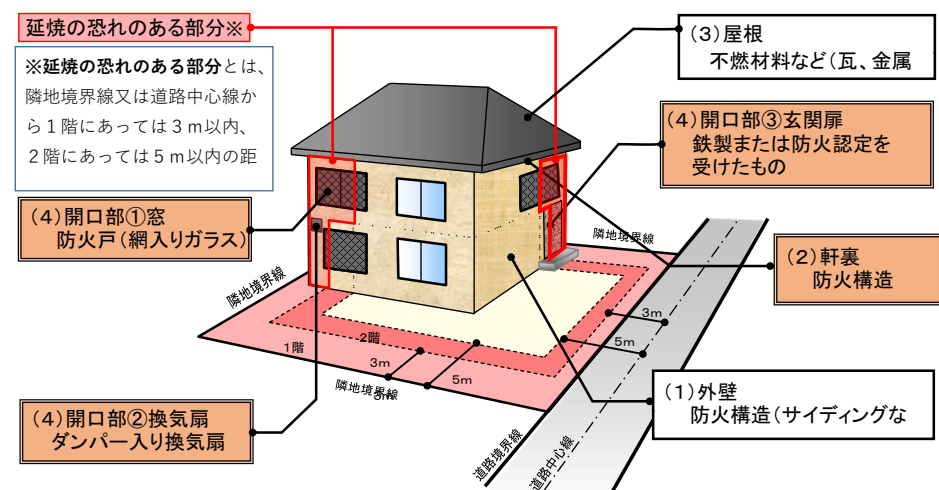
2 法43条ただし書き許可、準防火地域内において、必要となる建築物の防火措置の比較

43条ただし書き許可における防火措置(木造2階建て住宅)



- (1) 外壁(防火構造): サイディングや、モルタル・タイルなどの材料による被覆など
- (2) 軒裏(不燃材料): 金属板など
- (※) 屋根: 市街化区域の場合、不燃材料など

準防火地域における防火措置(木造2階建て住宅)



- (1) 外壁(防火構造): 防火認定を受けたサイディングや、モルタル・タイルなどの材料による被覆など
- (2) 軒裏(防火構造): ダンパーなど
- (3) 屋根(不燃材料など): 瓦、スレートまたは金属板など
- (4) 開口部(防火設備: ①窓、②換気扇、③玄関扉の開口部)
 - ① 網入りガラスなど
 - ② ダンパー仕様(火災時に開口部をふさぐ構造となっているもの)